

アウトオブシーズンにおける合同練習について

平成 7 年 12 月 8 日 (制定)

平成 17 年 3 月 22 日 (改正)

平成 24 年 11 月 29 日 (下線部改正)

- 1) 当該都道府県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属連盟に届け出て許可を得た 2 校間に限る。その際、許可申請は両校ともに当該の所属連盟に申請手続きをすることとする。なお都府県境地域で、近隣の学校との合同練習は例外として許可する。
- 2) 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合はできない。
 - ① 自校のグラウンドが事情により使用できないもの。
 - ② どちらか一方の部員数が 15 人程度以下で、十分な練習ができないもの。
 - ③ その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
 - ④ 前記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に 5 回(いずれの学校とも)まで行えることとする。この合同練習も前項同様予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。
- 3) 「部員不足に大会参加の特別措置」を受けて大会参加した加盟校が翌シーズンも同様の連合チームで大会参加をする場合は上記 1)、2) の限りではなく、下記の内容を所属連盟に届け出て許可を得て認めることとする。
 - ① 別紙様式に練習計画、場所、引率責任者など必要事項を記入し、必ず所属の都道府県高等学校野球連盟の承認を得ることとする。なお、練習試合など対外活動を行うことは出来ない。
 - ② 措置で認められた校数であれば、校数は問わない。
 - ③ アウトオブシーズン中に合同練習を行い、翌春に新入部員が入部し、それぞれ単独で春季大会へ出場することも可とする。その場合、単独で大会参加する場合は速やかに所属連盟に申し出ることとする。
 - ④ 単独廃校ルールを適用した加盟校に対しては、原則として単独の学校でアウトオブシーズン中の練習を行うこととする。なお、翌春の春季大会に、引き続き単独廃校ルールで大会参加をする際には、各都道府県によって春季大会の開催時期が異なるため、その都度、所属連盟と加盟校で対応を検討することとする。
 - ⑤ 合同練習を行う際は、移動中に必ず事故の無いよう責任教師が責任を持って引率する。
 - ⑥ 合同練習を行う際、連合チームの関係する全ての学校長の承認を必要とする。

以 上